

施設長	課長	係長	係

申請により許可したい。

許可番号	
------	--

中標津町営体育施設等使用申込書

平成 年 月 日

財団法人 中標津町文化スポーツ振興財団 様

下記により使用の申込みをします。

申 込 者	住 所			
	団体名			
	氏 名	電話		
当日の責任者	氏 名	電話		
使用目的・人数				名
競技会等の名称				
使 用 内 容 <small>※時間は準備・後片付を含む</small>	平成 年 月 日(曜日)	時 分	時 分	
	平成 年 月 日(曜日)	時 分	時 分	

スポーツ競技会及び、スポーツ以外で使用する場合、または特別の施設、設備等の使用を希望する場合は、下記について申込書に添付して下さい。

※開催要項・プログラム・タイムテーブルなど、その他必要な書類。

使用施設（該当欄に○印、その他使用希望のものは記入してください。）

体 育 館	温 水 プ ー ル	野 球 場	運 動 公 園
競技場()面	25mプール()コース	グラウンド	管 会 議 室
体育室	小プール()コース	ダッグアウト	理 ミーティングルーム(1・2・3)
会議室	幼児プール	本 部 席	棟 シャワールーム
ステージ	トレーニング室	スコアボード	スピードスケート場
更衣室	ミーティングルーム	放送設備()	アイスホッケー場
放送設備()	放送設備()	照明設備	スピードスケート場広場
卓 球 台()台	プールフロア()台		第1球技場
バレーボール器具()組			第2球技場
バドミントン器具()組	武 道 館	テ ニ ス コ ー ト	第1球場(みどりの里球場)
ソフトバレーボール器具()組	大 武 道 場()面	町営テニスコート()面	第2球場(りんどう球場)
イス()脚・ベンチ()台	第1武道場(畳敷き)	町営ふれあいテニスコート()面	放 送 設 備()
テ ー ブ ル()台	第2武道場	照 明 設 備	照 明 設 備
	弓 道 場		
	師 範 室		

※以下には記入しないで下さい。

(使用の条件・注意事項)	受 付	
	許 可	
	使用料	円
	納期日	年 月 日
	領収日	年 月 日
その他については、裏面記載のとおり使用のこと。		

中標津町営体育施設等使用に関する規則 (中標津町営体育施設設置条例) (並びに施行規則による)

1. 使用の許可を受けたものは、その権利を譲渡したり、転貸することはできません。
2. 指定管理者は管理上必要があると認められるときは、その使用について条件を付すことがあります。
3. 原則として使用料は前納制で、すでに納めた使用料は条例に定める以外お返しできません。
4. 次の各号の一に該当するときは、使用条件を変更し、又は、使用を取り消すことがあります。
 - (1) 公益を害するおそれがあると認められたとき
 - (2) 使用者が規則に違反したとき
 - (3) 使用者が使用許可の条件に違反したとき
 - (4) 公共上、その他やむを得ない理由が生じたとき
 - (5) 申し込み者若しくは利用者が暴力団又は、集团的に若しくは常習的に不法行為を行うおそれのある者であることが判明したとき
5. 使用者は、体育施設使用にあたり、特別の施設、設備等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければなりません。又、使用についての一切の経費は使用者の負担とします。
6. 使用者は、その使用を終わったとき又は、その使用を停止、若しくは変更されたときは、直ちに使用の場所を原状に回復しなければなりません。
7. 使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が代行し、その経費は使用者負担とします。
8. 使用者及び入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければなりません。
 - (1) 所定の場所以外での飲食又は、喫煙、火気を使用しないこと。
 - (2) 許可を受けないで体育施設内で物品を販売しないこと
 - (3) 他人の迷惑となるような行為をしないこと
 - (4) その他係員の指示に従うこと
9. 次の各号の一に該当するものは、入場することができません。
 - (1) 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を持ち込むもの
 - (2) 酒気をおびたもの、精神異常者又は、伝染病患者と認められるもの
 - (3) その他、指定管理者が体育施設の秩序を乱すおそれがあると認めたもの

体育施設等使用の際は、上記の規則及び次の事項を 使用者全員に周知の上使用して下さい。

1. 使用の条件、各施設の使用上の注意事項及びマナー等を守り使用すること。
2. 服装は運動に適したものを着用すること。
3. 施設、設備、用器具等は大切にし、無断使用しないこと。
4. 使用後は、施設の設備、後片付け、清掃を行い、使用前の状態に復すること。
5. スポーツ以外の目的で使用する場合は、以上の外許可条件に従って使用のこと。
6. 施設内（敷地を含む）において禁煙を厳守すること。

(使用の条件、注意事項)